

TOKYO働き方改革宣言

従業員のワークライフバランスの推進を目指して、働き方改革に全社的に取り組みます。

平成29年3月31日

弁護士法人フラクタル法律事務所

目標

《働き方の改善》1ヶ月あたりの残業時間が45時間以上の雇用者割合1%未満を目指す。

《休み方の改善》年次有暇取得率について前年比5%増を目指す。

取組内容

《働き方の改善》

- ・社内壁面・回覧板・メールなどを用いて、働き方制度の周知を図る
- ・フレックスや短時間正社員といった多様な働き方の促進を行う
- ・テレワークの導入を行い、業務効率を向上させる

《休み方の改善》

- ・時間単位での年次有給休暇取得を行うことにより、有給休暇取得率の促進を図る
- ・業務の閑散期に休暇を取ることができる取り組みを実施する